

日本学生支援機構奨学金 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する 給付奨学金（家計急変）及び緊急採用・応急採用 の募集について

日本学生支援機構において、被災者救済の為、かかる事態により奨学金の貸与が必要となった学生に対し、給付奨学金（家計急変）や貸与の緊急採用及び応急採用での対応を図ることとなっています。奨学金の貸与を希望する方は、学生生活課（医学部は、学生課）窓口に申請してください。

また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った学生についても、採用できる場合がありますので、いずれの場合もご相談ください。

給付奨学金（家計急変）は「**家計急変の事由が発生した月から3ヶ月以内**」、緊急採用及び応急採用は、「**家計急変の事由が発生した月から12ヶ月以内**」でなければ、大学から日本学生支援機構へ推薦できません。

現在募集されているのは、次のとおりです。

問合せ先

学生生活課奨学金担当

電話：0952-28-8172

e-mail：syougaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

○令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる被害地域（災害救助法適用日＝R2.7.4）

適用地域：

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町

令和2年7月 日